

発委第3号

発案書

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書について

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

平成31年3月22日提出

提出者 可児市議会建設市民委員会
委員長 板津 博之

可児市議会議長 澤野 伸 様

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや、規制緩和などにより急激に拡大し、様々な課題が全国で顕在化しています。

可児市においても、現在太陽光発電施設が多くあり、今後もさらに増えることが見込まれています。これらの施設の中には山林の急斜面の樹木を伐採するなどして、雨水の急な流出や土砂災害等の発生が懸念される場合もあり、景観を阻害、生活環境の悪化を招くことも危惧されています。

平成29年4月に施行された固定価格買取制度の根拠法である「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」では、事業者に対する新認定制度の創設等の改正が行われたところですが、すでに事業認可を受けた事業が計画を進める段階においても太陽光発電設備から生じる景観、環境及び防災に対する懸念が払拭されておらず、最も優先すべき地域住民の生命、財産を守ることに十分対応しているとは言えません。

また、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正な太陽光発電設備の設置について確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されていません。

よって、国においては、下記の事項を早急に講じられるよう強く要望します。

記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。
- 2 事業計画の認定に際しては、関係法令及び条例の周知・遵守を徹底するほか、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への説明とその結果の国への報告を義務付ける等の法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを構築すること。
- 3 運転開始後も、平時・非常時において地域住民や地元自治体と密接なコミュニケーションをとることのほか、適切な管理を義務付けるなどの法整備を図ること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
国土交通大臣、環境大臣